

遊漁規則の変更について

資料 1 - 1

遊漁規則の変更内容

漁業協同組合	変更申請内容	新	旧	施行日
榎花川水系漁業協同組合 内共第3号	<ul style="list-style-type: none"> ・電子遊漁券（フィッシュパス）の導入に伴う改正 (第2条第2項、同条第4項、第7条第1項、同条第3項、第8条第2項及び同条第3項) ・国の規則例に倣った改正 (第8条第1項及び第10条第2項) ・軽微な語句の修正 (第2条第2項、第7条第1項) 	<p>(遊漁の承認及び遊漁料の納入義務) 第2条 (略)</p> <p>2 前項の規定による申請は、竿釣又はたも網による遊漁の場合には口頭又はオンラインサービスによる方法により、投網の場合には遊漁対象水産動物、漁具、漁法、遊漁区域、遊漁機期間その他必要な事項を記載した遊漁承認申請書を提出して、しなければならない。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 第1項の承認を受けた者は、直ちに第7条第1項に規定する遊漁料を同条第2項又は第3項の方法により納付しなければならない。</p>	<p>(遊漁の承認及び遊漁料の納入義務) 第2条 (略)</p> <p>2 前項の規定による申請は、竿釣及びたも網による遊漁の場合には口頭で、投網の場合には遊漁対象水産動物、漁具、漁法、遊漁区域、遊漁機期間その他必要な事項を記載した遊漁承認申請書を提出して、しなければならない。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 第1項の承認を受けた者は、直ちに第7条第1項に規定する遊漁料を納付しなければならない。</p>	令和5年9月1日
		<p>(遊漁料の額及び納付の方法) 第7条 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 前号の規定に係わらず竿釣及びたも網による遊漁の場合、次表左欄に掲げる者の遊漁料は、右欄に掲げるとおりとする。ただし、オンラインサービスによる方法により遊漁料を納付するときは、この限りでない。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、竿釣による遊漁の場合は、オンラインサービスによる方法により納付することができる。</p>	<p>(遊漁料の額及び納付の方法) 第7条 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 前号の規定に係わらず竿釣及びたも網による遊漁の場合、次表左欄に掲げる者の遊漁料は、右欄に掲げるとおりとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(新設)</p>	
		<p>(遊漁承認証に関する事項) 第8条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証（オンラインサービスにより発行されるものを含む。）を遊漁者に交付するものとする。</p> <p>(1) 承認を受けた者の氏名及び住所（承認期間が1年間の遊漁承認証に限る）</p> <p>(2) 承認期間</p> <p>(3) 魚種</p> <p>(4) 漁具及び漁法</p> <p>(5) 遊漁区域</p> <p>(6) 遊漁料の額</p> <p>(7) 注意事項</p> <p>(8) その他参考となるべき事項</p> <p>(9) 発行者名</p> <p>2 遊漁承認証の交付は、前条第2項に規定する場所においてする方法、組合が指定するオンラインサービスによる方法又は漁場監視員においてする方法により行うものとする。</p> <p>3 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。</p>	<p>(遊漁承認証に関する事項) 第8条 組合は、第2条第1項の承認したときは、別記様式第1号から第2号までに規定する遊漁承認証（以下「遊漁承認証」という。）を遊漁者に交付するものとする。</p> <p>(新設)</p> <p>2 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。</p>	
		<p>(漁場監視員) 第10条 (略)</p> <p>2 漁場監視員は、次に掲げる事項を記載した漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。</p> <p>(1) 氏名</p> <p>(2) 有効期限</p> <p>(3) 注意事項</p> <p>(4) その他必要な事項</p> <p>(5) 発行者名</p>	<p>(漁場監視員) 第10条 (略)</p> <p>2 漁場監視員は、別記様式第3号による漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。</p>	

		<p>(附則) この規則は、平成26年1月1日から施行する。 (行政庁の認可日 平成25年12月6日)</p> <p>この規則は、令和5年9月1日から施行する。 (行政庁の認可日 令和 年 月 日)</p>	<p>(附則) この規則は、平成26年1月1日から施行する。 長野県指令25 函第903号の8 (行政庁の認可平成25年(2013年)12月6日)</p> <p>(新設)</p>	
		(第8条の変更により削除)	様式第1号(漁承遊認証)	
		(第8条の変更により削除)	様式第2号(遊漁承認証)	
		(第10条の変更により削除)	様式第3号(漁場監視員証)	
<p>奈良井川漁業協同組合 内共第4号</p> <p>・電子遊漁券(フィッシュパス、つりチケ)の導入に伴う改正 (第2条第2項、同条第4項、第7条第1項、同条第3項、第8条第2項及び同条第3項)</p> <p>・漁業法の改正に伴う改正 (第8条第1項及び第10条第2項)</p> <p>・軽微な語句の修正 (第2条第2項、第7条第1項、第8条第1項及び第10条第1項)</p>		<p>(遊漁の承認及び遊漁料の納入義務) 第2条 (略)</p> <p>2 前項の規定による申請は、竿釣、さで網又はたも網による遊漁の場合には口頭又はオンラインサービスによる方法により、投網又はやすの場合には、遊漁対象水産動物、漁具、漁法、遊漁区域、遊漁期間その他必要な事項を記載した遊漁承認申請書を提出して、しなければならない。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 第1項の承認を受けた者は、直ちに第7条第1項に規定する遊漁料を同条第2項又は第3項の方法により納付しなければならない。</p>	<p>(遊漁の承認及び遊漁料の納入義務) 第2条 (略)</p> <p>2 前項の規定による申請は、竿釣、さで網、たも網による遊漁の場合には口頭で、投網、やすの場合には、遊漁対象水産動物、漁具、漁法、遊漁区域、遊漁期間その他必要な事項を記載した遊漁承認申請書を提出して、しなければならない。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 第1項の承認を受けた者は、直ちに第7条第1項に規定する遊漁料を納付しなければならない。</p>	令和5年9月1日
		<p>(遊漁料の額及び納付の方法について) 第7条 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 前号の規定にかかわらず竿釣、さで網又はたも網による遊漁の場合、次表に掲げる者の遊漁料は、下欄に掲げるとおりとする。ただし、オンラインサービスによる方法により遊漁料を納付するときは、この限りではない。</p> <p>(表略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、竿釣、さで網又はたも網による遊漁の場合は、オンラインサービスによる方法により納付することができる。</p>	<p>(遊漁料の額及び納付の方法について) 第7条 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 前号の規定にかかわらず竿釣り、さで網、たも網による遊漁の場合、次表に掲げる者の遊漁料は、下欄に掲げるとおりとする。</p> <p>(表略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(新設)</p>	
		<p>(遊漁承認証に関する事項) 第8条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証(オンラインサービスにより発行されたものを含む)を遊漁者に交付するものとする。</p> <p>(1) 承認を受けた者の氏名及び住所</p> <p>(2) 承認期間</p> <p>(3) 魚種</p> <p>(4) 漁具及び漁法</p> <p>(5) 遊漁区域</p> <p>(6) 遊漁料の額</p> <p>(7) 注意事項</p> <p>(8) 発行者名</p> <p>2 遊漁承認証の交付は、前条第2項に規定する場所においてする方法、組合が指定するオンラインサービスによる方法又は漁場監視委員においてする方法により行うものとする。</p> <p>3 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。</p>	<p>(遊漁承認証に関する事項) 第8条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、別記様式第1号又は様式第2号の遊漁承認証(以下「遊漁承認証」という。)を遊漁者に対して交付するものとする。</p> <p>(新設)</p> <p>2 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。</p>	

	<p>(漁場監視員) 第10条 漁場監視員は、<u>遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。</u></p> <p>2 漁場監視員は、次に掲げる事項を記載した漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。 (1) 氏名 (2) 有効期間 (3) 注意事項 (4) 発行者名</p> <p>附 則 この規則は、平成26年1月1日から施行する。(行政庁の認可の日 平成25年12月6日) この規則は、平成28年3月1日から施行する。(行政庁の認可の日 平成27年8月24日) この規則は、令和5年9月1日から施行する。(行政庁の認可の日 令和 年 月 日)</p> <p>(第8条の変更により削除)</p> <p>(第8条の変更により削除)</p> <p>(第10条の変更により削除)</p>	<p>(漁場監視員) 第10条 漁場監視員は、<u>この規則の励行に関して必要な指示を行うことがある。</u></p> <p>2 漁場監視員は、別記様式第3号による漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。</p> <p>附 則 この規則は、平成26年1月1日から施行する。(行政庁の認可の日 平成25年12月6日) この規則は、平成28年3月1日から施行する。(行政庁の認可の日 平成27年8月24日) (新設)</p> <p>別記 様式第1号 遊漁承認証</p> <p>別記 様式第2号 遊漁承認証(1年券)</p> <p>別記 様式第3号 漁場監視委員証</p>	
<p>遠山漁業協同組合 内共第6号</p> <p>・電子遊漁券(フィッシュパス)の導入に伴う改正 (第2条第2項、同条第4項、第7条第2項及び同条第4項)</p>	<p>(遊漁の承認及び遊漁料の納入義務) 第2条 (略)</p> <p>2 前項の規定による申請は、竿釣による遊漁の場合には<u>口頭又はオンラインサービスによる方法により</u>、その他の場合には遊漁対象水産動物、漁具、漁法、遊漁区域、遊漁期間その他必要な事項を記載した遊漁承認申請書を提出して、しなければならない。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 第1項の承認を受けた者は、直ちに、第7条第1項又は第2項の遊漁料を同条第3項又は第4項の方法により組合に納付しなければならない。</p> <p>(遊漁料の額及び納付方法) 第7条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次表左表に掲げる者の遊漁料は、右欄に掲げるとおりとする。ただし、<u>オンラインサービスによる方法により遊漁料を納付するときは、この限りでない。</u> (表略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 前項の規定にかかわらず、竿釣による遊漁の場合は、<u>オンラインサービスによる方法により納付することができる。</u></p> <p>付則 この規則は、平成26年1月1日から施行する。 (行政庁の認可日、平成25年12月6日)</p> <p>付則 この規則は、平成31年4月1日から施行する。 (行政庁の認可日、平成30年9月6日)</p> <p>付則 この規則は、令和5年9月1日から施行する。 (行政庁の認可日、令和 年 月 日)</p>	<p>(遊漁の承認及び遊漁料の納入義務) 第2条 (略)</p> <p>2 前項の規定による申請は、竿釣による遊漁の場合には口頭で、その他の場合には遊漁対象水産動物、漁具、漁法、遊漁区域、遊漁期間その他必要な事項を記載した遊漁承認申請書を提出して、しなければならない。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 第1項の承認を受けた者は、直ちに、第7条第1項の遊漁料を同条第2項の方法により組合に納付しなければならない。</p> <p>(遊漁料の額及び納付方法) 第7条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次表左表に掲げる者の遊漁料は、右欄に掲げるとおりとする。 (表略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>付則 (実施の時期) 1 この規則は、平成26年1月1日から施行する。 (行政庁の認可日、平成25年12月6日)</p> <p>付則 (実施の時期) 1 この規則は、平成31年4月1日から実施する。 (行政庁の認可日、平成30年9月6日)</p> <p>(新設)</p>	<p>令和5年9月1日</p>

様式第1-2号 オンラインサービス（つりチケット）による遊漁承認証
（1日券）

日釣承認証	
般	
遊漁料	2,000円 (現場売り2,700円)
魚種、遊漁区域	全魚種、遠山川本支流
漁具、漁法	竿釣(1人1本)
遊漁日	年 月 日
遠山漁業協同組合	
<p>注意事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1.遊漁中は必ず本証を見やすい所に携帯してください。 2.監視員から本証の提示を求められたらただちに提示して下さい。 3.本証は他人に貸与してはならない。 4.他遊漁者又は本組合員の迷惑となる行為をしてはならない。 5.本証は再発行しません。 6.魚類増殖保護上必要な法律、規則制限は是非お守りください。 <p>●いわな、あまごは15cm以下は採捕してはならない。</p>	
<p>※中部電力からのお願い</p> <p>◆降雨出水時に伴うダム放流およびダム・発電所の作業時ならびに故障時には、川の水位が変動しますのでご注意ください。</p>	

遊漁承認証(1日券)	
オンライン販売による日釣遊漁証	
日釣承認証	
般	
遊漁料	2,000円 (現場売り2,700円)
魚種、遊漁区域	全魚種、遠山川本支流
漁具、漁法	竿釣(1人1本)
遊漁日	年 月 日
遠山漁業協同組合	
<p>注意事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1.遊漁中は必ず本証を見やすい所に携帯してください。 2.監視員から本証の提示を求められたらただちに提示して下さい。 3.本証は他人に貸与してはならない。 4.他遊漁者又は本組合員の迷惑となる行為をしてはならない。 5.本証は再発行しません。 6.魚類増殖保護上必要な法律、規則制限は是非お守りください。 <p>●いわな、あまごは15cm以下は採捕してはならない。</p>	
<p>※中部電力からのお願い</p> <p>◆降雨出水時に伴うダム放流およびダム・発電所の作業時ならびに故障時には、川の水位が変動しますのでご注意ください。</p>	

様式第2-2号 オンラインサービス（つりチケット）による遊漁承認証
（1年券）

年釣承認証		写真
般		
遊漁料	7,000円	
魚種、遊漁区域	全魚種、遠山川本支流	
漁具、漁法	竿釣(1人1本)	
承認期間	年 月 日～年 月 日	
遠山漁業協同組合		
<p>注意事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1.遊漁中は必ず本証を見やすい所に携帯してください。 2.監視員から本証の提示を求められたらただちに提示して下さい。 3.本証は他人に貸与してはならない。 4.他遊漁者又は本組合員の迷惑となる行為をしてはならない。 5.本証は再発行しません。 6.魚類増殖保護上必要な法律、規則制限は是非お守りください。 <p>●いわな、あまごは15cm以下は採捕してはならない。</p>		
<p>※中部電力からのお願い</p> <p>◆降雨出水時に伴うダム放流およびダム・発電所の作業時ならびに故障時には、川の水位が変動しますのでご注意ください。</p>		

遊漁承認証(1年券)		写真
オンライン販売による年釣遊漁証		
年釣承認証		
般		
遊漁料	7,000円	
魚種、遊漁区域	全魚種、遠山川本支流	
漁具、漁法	竿釣(1人1本)	
承認期間	年 月 日～年 月 日	
遠山漁業協同組合		
<p>注意事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1.遊漁中は必ず本証を見やすい所に携帯してください。 2.監視員から本証の提示を求められたらただちに提示して下さい。 3.本証は他人に貸与してはならない。 4.他遊漁者又は本組合員の迷惑となる行為をしてはならない。 5.本証は再発行しません。 6.魚類増殖保護上必要な法律、規則制限は是非お守りください。 <p>●いわな、あまごは15cm以下は採捕してはならない。</p>		
<p>※中部電力からのお願い</p> <p>◆降雨出水時に伴うダム放流およびダム・発電所の作業時ならびに故障時には、川の水位が変動しますのでご注意ください。</p>		

様式第1-3号 オンラインサービス（フィッシュパス）による遊漁承認証
（1日券）

（新設）

（表）		（裏）	
FISH PASS		選山漁協 日券 全魚種 有効期限 年 月 日 顔写真	注意事項 (1) 遊漁中は必ず本証を見やすい所に携帯して下さい。 (2) 監視員から本証の提示を求められたら直ちに提示して下さい。 (3) 本証は他人に貸与または譲渡できません。 (4) 他遊漁者又は本組合員の迷惑となる行為をしてはならない。 (5) 本証は再発行しません。 (6) 魚類増殖保護に必要な法律、規則制限は是非お守りください。 ●いわな、あまごは15cm以下は採捕してはならない。 中部電力からのお願い ◆降雨出水に伴うダム放流およびダム・発電所の作業時ならびに故障停止時には、川の水位が変動しますのでご注意ください。 ◆釣場の頭上前後の電線に注意してください。
■ご購入遊漁券情報 注文番号 商品コード 商品名 選山漁協 日券 全魚種 有効期限 // ~ // 金額 ￥2,000			
■ご購入者様情報 お名前 様 郵便番号 住 所 メールアドレス			

様式第2-3号 オンラインサービス（フィッシュパス）による遊漁承認証
（1年券）

（新設）

（表）		（裏）	
FISH PASS		選山漁協 年券 全魚種 有効期限 年 月 日 顔写真	注意事項 (1) 遊漁中は必ず本証を見やすい所に携帯して下さい。 (2) 監視員から本証の提示を求められたら直ちに提示して下さい。 (3) 本証は他人に貸与または譲渡できません。 (4) 他遊漁者又は本組合員の迷惑となる行為をしてはならない。 (5) 本証は再発行しません。 (6) 魚類増殖保護に必要な法律、規則制限は是非お守りください。 ●いわな、あまごは15cm以下は採捕してはならない。 中部電力からのお願い ◆降雨出水に伴うダム放流およびダム・発電所の作業時ならびに故障停止時には、川の水位が変動しますのでご注意ください。 ◆釣場の頭上前後の電線に注意してください。
■ご購入遊漁券情報 注文番号 商品コード 商品名 選山漁協 年券 全魚種 有効期限 // ~ // 金額 ￥7,000			
■ご購入者様情報 お名前 様 郵便番号 住 所 メールアドレス			

志賀高原漁業協同組合 内共第9号	<ul style="list-style-type: none"> 電子遊漁券（フィッシュパス）の導入に伴う改正（第2条第1項、同条第3項、第7条第2項、同条第4項、第8条第2項及び同条第3項） 全文改正（国が示した規則例に倣った様式削除）（第8条第1項及び第10条第2項） 軽微な語句の修正（第7条第2項及び第10条第1項） 	<p>(遊漁の承認及び遊漁料の納入義務)</p> <p>第2条 漁場の区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ組合に口頭又はオンラインサービスによる方法により申請し、その承認を受けなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項の承認を受けた者は、直ちに第7条第1項又は第2項に規定する遊漁料を同条第3項又は第4項の方法により納付しなければならない。</p>	<p>(遊漁の承認及び遊漁料の納入義務)</p> <p>第2条 漁場の区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ組合に口頭又はオンライン販売（つりチケ）により申請し、その承認を受けなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項の承認を受けた者は、直ちに第7条第1項又は第2項に規定する遊漁料を納付しなければならない。</p>	令和5年9月1日
		<p>(遊漁料の額及び納付の方法)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次表左欄に掲げる者の遊漁料は、右欄に掲げるとおりとする。ただし、オンラインサービスによる方法により遊漁料を納付するときは、この限りではない。 (表略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 前項の規定にかかわらず、竿釣による遊漁の場合は、オンラインサービスによる方法により納付することができる。</p>	<p>(遊漁料の額及び納付の方法)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次表左欄に掲げる者の遊漁料は、右欄に掲げるとおりとする。ただし、オンライン販売（つりチケ）においては身体障害者の割引は適応されない。 (表略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(新設)</p>	
		<p>(遊漁承認証に関する事項)</p> <p>第8条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証（オンラインサービスにより発行されるものを含む）を遊漁者に交付するものとする。</p> <p>(1) 承認を受けた者の氏名及び住所（1日券にあっては、承認を受けた者の氏名）</p> <p>(2) 承認期間</p> <p>(3) 魚種</p> <p>(4) 漁具及び漁法</p> <p>(5) 遊漁区域</p> <p>(6) 遊漁料の額</p> <p>(7) 注意事項</p> <p>(8) その他参考になるべき事項</p> <p>(9) 発行者名</p> <p>2 遊漁承認証の交付は前項第7条第3項に規定する場所においてする方法又は組合が指定するオンラインサービスによる方法により行うものとする。</p> <p>3 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。</p>	<p>(遊漁承認証に関する事項)</p> <p>第8条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、別記様式第1-1号、様式第1-2号又は様式第2-1号、様式第2-2号の遊漁承認証（以下「遊漁承認証」という。）を遊漁者に交付するものとする。</p> <p>(新設)</p> <p>2 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。</p>	
		<p>(漁場監視員)</p> <p>第10条 漁場監視員は、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことがある。</p> <p>2 漁場監視員は、次に掲げる事項を記載した漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。</p> <p>(1) 氏名</p> <p>(2) 有効期間</p> <p>(3) 注意事項</p> <p>(4) その他必要な事項</p> <p>(5) 発行者名</p>	<p>(漁場監視員)</p> <p>第10条 漁場監視員は、この規則の励行に関して必要な指示を行うことがある。</p> <p>2 漁場監視員は、別記様式第3号による漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。</p>	
		<p>附則</p> <p>この規則は令和2年4月15日から施行する。</p> <p>この規則は令和5年9月1日から施行する。</p>	<p>附則</p> <p>この規則は令和2年4月16日から施行する。</p> <p>(新設)</p>	
		<p>(第8条の変更により削除)</p>	<p>(様式第1-1号) 遊漁承認証（日釣券）</p>	
		<p>(第8条の変更により削除)</p>	<p>(様式第1-2号) オンライン販売による遊漁承認証（日釣券）</p>	
		<p>(第8条の変更により削除)</p>	<p>(様式第2-1号) 遊漁承認証（年釣券）</p>	
		<p>(第8条の変更により削除)</p>	<p>(様式第2-2号) オンライン販売による遊漁承認証（年釣券）</p>	
		<p>(第10条の変更により削除)</p>	<p>(様式第3号) 漁場監視員証</p>	

<p>高水漁業協同組合 内共第2号</p>	<p>・電子遊漁券（フィッシュパス）の導入に伴う改正（第8条第2項及び同条第3項）</p> <p>・国の規則例に倣った改正（第8条第1項及び第10条第2項）</p> <p>・軽微な修正（第10条第2項）</p>	<p>（遊漁承認証に関する事項） 第8条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証（オンラインサービスにより発行されるものを含む。）を遊漁者に交付するものとする。</p> <p>(1) 承認を受けた者の氏名及び住所 (2) 承認期間 (3) 魚種 (4) 漁具及び漁法 (5) 遊漁区域 (6) 遊漁料の額 (7) 注意事項 (8) 発行者名</p> <p>2 遊漁承認証の交付は、前条第3項に規定する場所においてする方法、組合が指定するオンラインサービスによる方法又は漁場監視員においてする方法により行うものとする。</p> <p>3 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。</p> <p>（漁場監視員） 第10条（略）</p> <p>2 漁場監視員は、次に掲げる事項を記載した漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。</p> <p>(1) 氏名 (2) 有効期間 (3) 注意事項 (4) 発行者名</p> <p>【附則】（略） この規則は、令和5年2月1日から施行する。 （行政庁の許可日 令和4年10月14日） この規則は、令和5年9月1日から施行する。 （行政庁の認可日 令和 年 月 日）</p> <p>（第8条の変更により削除）</p> <p>（第8条の変更により削除）</p> <p>（第8条の変更により削除）</p> <p>（第8条の変更により削除）</p> <p>（第10条の変更により削除）</p>	<p>（遊漁承認証に関する事項） 第8条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、様式第1号から第4号までの遊漁承認証（以下「遊漁承認証」という。）を遊漁者に交付するものとする。</p> <p>（新設）</p> <p>2 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。</p> <p>（漁場監視員） 第10条（略）</p> <p>2 漁場監視員は、様式第5号による漁場監視員証を携帯し、かつ漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。</p> <p>【附則】（略） この規約の改正は、令和5年2月1日から施行する。 （行政庁の許可日 令和4年10月14日） （新設）</p> <p>様式第1号（遊漁承認証）</p> <p>様式第2号（遊漁承認証）</p> <p>様式第3号（遊漁承認証）</p> <p>様式第4号（遊漁承認証）</p> <p>様式第5号（漁場監視員証）</p>	<p>令和5年9月1日</p>
<p>高水漁業協同組合 内共第9号</p>	<p>・電子遊漁券（フィッシュパス）の導入に伴う改正（第7条第2項及び同条第3項）</p> <p>・国の規則例に倣った改正（第7条第1項及び第9条第2項）</p> <p>・軽微な修正（第9条第2項）</p>	<p>（遊漁承認証に関する事項） 第7条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証（オンラインサービスにより発行されるものを含む。）を遊漁者に交付するものとする。</p> <p>(1) 承認を受けた者の氏名及び住所 (2) 承認期間 (3) 魚種 (4) 漁具及び漁法 (5) 遊漁区域 (6) 遊漁料の額 (7) 注意事項 (8) 発行者名</p> <p>2 遊漁承認証の交付は、前条第3項に規定する場所においてする方法、組合が指定するオンラインサービスによる方法又は漁場監視員においてする方法により行うものとする。</p> <p>3 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。</p>	<p>（遊漁承認証に関する事項） 第7条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、様式第1号から第4号までの遊漁承認証（以下「遊漁承認証」という。）を遊漁者に交付するものとする。</p> <p>（新設）</p> <p>2 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。</p>	<p>令和5年9月1日</p>

	<p>(漁場監視員) 第9条 (略)</p> <p>2 漁場監視員は、次に掲げる事項を記載した漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。 (1) 氏名 (2) 有効期間 (3) 注意事項 (4) 発行者名</p> <p>【附則】(略) この規則は、令和5年2月1日から施行する。 (行政庁の許可日 令和4年10月14日) この規則は、令和5年9月1日から施行する。 (行政庁の認可日 令和 年 月 日)</p> <p>(第8条の変更により削除)</p> <p>(第8条の変更により削除)</p> <p>(第8条の変更により削除)</p> <p>(第8条の変更により削除)</p> <p>(第10条の変更により削除)</p>	<p>(漁場監視員) 第9条 (略)</p> <p>2 漁場監視員は、様式第5号による漁場監視員証を携帯し、かつ漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。</p> <p>【附則】(略) この規約の改正は、令和5年2月1日から施行する。 (行政庁の許可日 令和4年10月14日) (新設)</p> <p>様式第1号(遊漁承認証)</p> <p>様式第2号(遊漁承認証)</p> <p>様式第3号(遊漁承認証)</p> <p>様式第4号(遊漁承認証)</p> <p>様式第5号(漁場監視員証)</p>	
<p>北信漁業協同組合 内共第2号</p> <p>・電子遊漁券(フィッシュパス)の導入に伴う改正 (第2条第2項、同条第4項、第7条第1項、同条第3項、第8条第2項及び同条第3項)</p> <p>・国の規則例に倣っての改正 (第8条第1項及び第10条第2項)</p> <p>・軽微な語句の修正(第7条第1項及び同条第2項)</p>	<p>(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務) 第2条 (略)</p> <p>2 前項の規定による申請は、承認期間1日の遊漁の場合には口頭又はオンラインサービスによる方法により、承認期間1年の遊漁の場合には遊漁対象水産動物、漁具、漁法、遊漁区域、遊漁期間その他必要な事項を記載した遊漁承認申請書の提出又はオンラインサービスによる方法によりしなければならない。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 遊漁者(第1項の承認を受けた者をいう。以下同じ。)は、直ちに第7条第1項の遊漁料を同条第2項又は第3項の方法により組合に納付しなければならない。</p> <p>(遊漁料の額及び納付方法) 第7条 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 前号の規定にかかわらず竿釣による遊漁の場合、次表左欄に掲げる者の遊漁料は、右欄に掲げるとおりとする。ただし、オンラインサービスによる方法により遊漁料を納付するときは、この限りでない。 (表略)</p> <p>2 遊漁料の納付は、次に掲げる場所においてしなければならない。ただし、竿釣による遊漁のうち、承認期間1日の遊漁料の納付は、当該遊漁する場所において漁場監視員にすることができる。 (1) (略) (2) 前号に掲げる場所のほか、組合が指定し掲示した場所</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、竿釣による遊漁の場合は、オンラインサービスによる方法により納付することができる。</p>	<p>(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務) 第2条 (略)</p> <p>2 前項の規定による申請は、承認期間1日の遊漁の場合には口頭で、承認期間1年の遊漁の場合には遊漁対象水産動物、漁具、漁法、遊漁区域、遊漁期間その他必要な事項を記載した遊漁承認申請書を提出して、しなければならない。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 遊漁者(第1項の承認を受けた者をいう。以下同じ。)は、直ちに第7条第1項の遊漁料を同条第2項の方法により組合に納付しなければならない。</p> <p>(遊漁料の額及び納付方法) 第7条 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 前項の規定にかかわらず竿釣による遊漁の場合、次表左欄に掲げる者の遊漁料は、右欄に掲げるとおりとする。 (表略)</p> <p>2 遊漁料の納付は、次に掲げる場所においてしなければならない。ただし、竿釣による遊漁のうち、承認期間1日の遊漁料の納付は、当該遊漁する場所において漁場監視員に納付することができる。 (1) (略) (2) 前各号に掲げる場所のほか、組合が指定し掲示した場所</p> <p>(新設)</p>	<p>令和5年9月1日</p>

<p>(遊漁承認証に関する事項) 第8条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証(オンラインサービスにより発行されるものを含む。)を遊漁者に交付するものとする。 (1) 承認を受けた者の氏名及び住所(承認期間が1年間の遊漁承認証に限る) (2) 承認期間 (3) 魚種 (4) 漁具及び漁法 (5) 遊漁区域 (6) 遊漁料の額 (7) 注意事項 (8) その他参考となるべき事項 (9) 発行者名</p> <p>2 遊漁承認証の交付は、前条第2項に規定する場所においてする方法、組合が指定するオンラインサービスによる方法又は漁場監視員においてする方法により行うものとする。</p> <p>3 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。</p>	<p>(遊漁承認証に関する事項) 第8条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、別記様式第1号から第2号に規定する遊漁承認証(以下「遊漁承認証」という。)を遊漁者に交付するものとする。</p> <p>(新設)</p> <p>2 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。</p>
<p>(漁場監視員) 第10条 (略)</p> <p>2 漁場監視員は、次に掲げる事項を記載した漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。 (1) 氏名 (2) 有効期間 (3) 注意事項 (4) 発行者名</p>	<p>(漁場監視員) 第10条 (略)</p> <p>2 漁場監視員は、別記様式第3号による漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。</p>
<p>附 則 4 この規則は、令和5年9月1日から施行する。 (行政庁の認可日 令和 年 月 日)</p>	<p>(新設)</p>
<p>(第8条の変更により削除)</p>	<p>別記 様式第1号 遊漁承認証(1日券)</p>
<p>(第8条の変更により削除)</p>	<p>別記 様式第2号 遊漁承認証(1年券)</p>
<p>(第10条の変更により削除)</p>	<p>別記 様式第3号 漁場監視員証</p>
<p>(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務) 第2条 (略)</p> <p>2 前項の規定による申請は、承認期間1日の遊漁の場合には口頭又はオンラインサービスによる方法により、承認期間1年の遊漁の場合には遊漁対象水産動物、漁具、漁法、遊漁区域、遊漁期間その他必要な事項を記載した遊漁承認申請書の提出又はオンラインサービスによる方法によりしなければならない。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 遊漁者(第1項の承認を受けた者をいう。以下同じ。)は、直ちに第7条第1項の遊漁料を同条第2項又は第3項の方法により組合に納付しなければならない。</p>	<p>(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務) 第2条 (略)</p> <p>2 前項の規定による申請は、承認期間1日の遊漁の場合には口頭で、承認期間1年の遊漁の場合には遊漁対象水産動物、漁具、漁法、遊漁区域、遊漁期間その他必要な事項を記載した遊漁承認申請書を提出して、しなければならない。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 遊漁者(第1項の承認を受けた者をいう。以下同じ。)は、直ちに第7条第1項の遊漁料を同条第2項の方法により組合に納付しなければならない。</p>
<p>(遊漁料の額及び納付方法) 第6条 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 前号の規定にかかわらず竿釣による遊漁の場合、次表左欄に掲げる者の遊漁料は、右欄に掲げるとおりとする。ただし、オンラインサービスによる方法により遊漁料を納付するときは、この限りでない。(表略)</p> <p>2 遊漁料の納付は、次に掲げる場所においてしなければならない。ただし、竿釣による遊漁のうち、承認期間1日の遊漁料の納付は、当該遊漁する場所において漁場監視員に納付することができる。 (1) (略) (2) 前号に掲げる場所のほか、組合が指定し掲示した場所</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、竿釣による遊漁の場合は、オンラインサービスによる方法により納付することができる。</p>	<p>(遊漁料の額及び納付方法) 第6条 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 前項の規定にかかわらず竿釣による遊漁の場合、次表左欄に掲げる者の遊漁料は、右欄に掲げるとおりとする。(表略)</p> <p>2 遊漁料の納付は、次に掲げる場所においてしなければならない。ただし、竿釣による遊漁のうち、承認期間1日の遊漁料の納付は、当該遊漁する場所において漁場監視員に納付することができる。 (1) (略) (2) 前各号に掲げる場所のほか、組合が指定し掲示した場所</p> <p>(新設)</p>

北信漁業協同組合
内共第18号

- ・電子遊漁券(フィッシュパス)の導入に伴う改正(第2条第2項、同条第4項、第6条第1項、同条第3項、第7条第2項及び同条第3項)
- ・国の規則例に倣っての改正(第7条第1項及び第9条第2項)
- ・軽微な語句の修正(第6条第1項及び同条第2項)

令和5年9月1日

<p>(遊漁承認証に関する事項) 第7条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証(オンラインサービスにより発行されるものを含む。)を遊漁者に交付するものとする。 (1) 承認を受けた者の氏名及び住所(承認期間が1年間の遊漁承認証に限る) (2) 承認期間 (3) 魚種 (4) 漁具及び漁法 (5) 遊漁区域 (6) 遊漁料の額 (7) 注意事項 (8) その他参考となるべき事項 (9) 発行者名</p> <p>2. 遊漁承認証の交付は、前条第2項に規定する場所においてする方法、組合が指定するオンラインサービスによる方法又は漁場監視員においてする方法により行うものとする。</p> <p>3. 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。</p>	<p>(遊漁承認証に関する事項) 第7条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、別記様式第1号から第2号に規定する遊漁承認証(以下「遊漁承認証」という。)を遊漁者に交付するものとする。</p> <p>(新設)</p> <p>2. 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。</p>
<p>(漁場監視員) 第9条 (略)</p> <p>2 漁場監視員は、次に掲げる事項を記載した漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。 (1) 氏名 (2) 有効期間 (3) 注意事項 (4) 発行者名</p>	<p>(漁場監視員) 第9条 (略)</p> <p>2 漁場監視員は、別記様式第3号による漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。</p>
<p>附 則4 この規則は、令和5年9月1日から施行する。 (行政庁の認可日 令和 年 月 日)</p>	<p>(新設)</p>
<p>(第7条の変更により削除)</p>	<p>別記 様式第1号 遊漁承認証(1日券)</p>
<p>(第7条の変更により削除)</p>	<p>別記 様式第2号 遊漁承認証(1年券)</p>
<p>(第9条の変更により削除)</p>	<p>別記 様式第3号 漁場監視員証</p>

◎遊漁規則例の主な変更点

(4水管第1167号令和4年7月26日付け水産庁長官通知 一部抜粋)

1. 留意事項

- ① 遊漁規則例の趣旨は、法律に基づき、この様な規則を定めることができるという例示である。
よって、この様に定めなければならないというものではない。(水産庁より)
- ② これまでの遊漁規則例と異なる点は、電子遊漁券への対応、尾数の制限、遊漁承認証及び漁場監視員証に記載する項目のみを規則に記載することで、様式の掲載が不要となった点

2. 主な変更点

(遊漁承認証に関する事項) ※1

第10条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証(オンラインサービスにより発行されるものを含む。)を遊漁者に交付するものとする。

- (1) 承認を受けた者の氏名、住所
- (2) 承認期間
- (3) 魚種
- (4) 漁具・漁法
- (5) 遊漁区域
- (6) 遊漁料の額
- (7) 注意事項※2
- (8) その他参考となるべき事項※2
- (9) 発行者名

2 遊漁承認証の交付は、前条第2項に規定する場所、組合が指定するオンラインサービス又は漁場監視員において行うものとする。

3 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

※1 1日券及び1年券で記載内容が異なる等、組合の実情に応じて変更することとして差し支えない(水産庁より)

※2 (7) 注意事項及び(8) その他参考となるべき事項の参考例を以下に示すので、組合の実情に応じた内容を加えたうえで、記載するように努めること。(主なものを抜粋しました)

○注意事項((7)の参考例)

- ・遊漁者は、漁業権が設定されている河川・湖沼(以下「河川等」という。)において遊漁を行う際には、河川等ごとに定められた遊漁規則に基づき、遊漁料を納付しなければなりません。
- ・遊漁料を納付し、遊漁承認証の交付を受けていても、当組合の漁場監視員が確認のために声をかけることがありますので、御協力ください。

○当組合が行っている増殖事業((8)の参考例)

- ・この河川等における漁業権に基づく魚類の放流量は、毎年、〇〇県内水面漁場管理委員会から示された増殖指示量に基づいています。

○当組合が行っている漁場管理((8)の参考例)

- ・遊漁規則に基づき定められた遊漁料は、各河川等に免許された漁業権者に課されている増殖義務及び漁場環境維持のための経費の一部として使用されるものです。組合員、遊漁者双方の負担によって河川環境が維持されていることを御理解ください。

(漁場監視員)

第 13 条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

2 漁場監視員は、次に掲げる事項を記載した漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

- (1) 氏名
- (2) 有効期間
- (3) 注意事項
- (4) その他必要な事項（組合の実情に応じて記載すること。）※
- (5) 発行者名

※特に定めていない場合は、この項目を削除して記載することも可能

(尾数の制限) ※

第 8 条 次の表の左欄に掲げる魚種は、1人1日当たりそれぞれ右欄に掲げる尾数を超えて保持してはならない。

魚種	尾数
いわな	〇〇尾
やまめ	〇〇尾
.....	〇〇尾

※この項目については、新たに規定する予定の漁協はございません

電子遊漁券の導入に関する変更点（主な部分を抜粋）※

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第 2 条 (略)

2 前項の規定による申請は、手釣、竿釣又は〇〇網による遊漁の場合には口頭で、その他の場合には遊漁対象水産動植物、漁具、漁法、遊漁区域及び遊漁期間を記載した遊漁承認申請書を提出又はオンラインシステムによりしなければならない。

(遊漁料の額及び納付方法)

第 9 条 (略)

2 遊漁料は、次に掲げる場所又は組合が指定するオンラインシステムにおいて納付しなければならない。ただし、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。

※ 電子遊漁券の導入に係る変更については、令和 4 年 7 月の委員会で認可された内容で変更を行う予定です（水産庁へ確認済）

〇〇漁業協同組合内共第〇号第五種共同漁業権遊漁規則例

(目的)

第1条 この規則は、〇〇漁業協同組合（以下「組合」という。）の有する内共第〇号第五種共同漁業権に係る漁場（以下単に「漁場」という。）区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動植物（あゆ、こい、ふな、〇〇及び〇〇をいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関して必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 漁場区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、組合に申請してその承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申請は、手釣、竿釣又は〇〇網による遊漁の場合には口頭で、その他の場合には遊漁対象水産動植物、漁具、漁法、遊漁区域及び遊漁期間を記載した遊漁承認申請書を提出又はオンラインシステムによりしなければならない。

3 組合は、第一項の規定による申請があったときは、手釣、竿釣又は〇〇網による遊漁の場合には第14条に規定する場合を除き、その他の場合には当該遊漁の承認により当該水産動植物の繁殖保護、組合員若しくは他の遊漁者（第1項の承認を受けた者をいう。以下同じ。）の行う水産動植物の採捕に著しい支障があると認められる場合又は第14条に規定する場合を除き、第1項の承認をするものとする。

4 遊漁者は、直ちに、第9条第1項の遊漁料を同条第2項の方法により組合に納付しなければならない。

(キャッチアンドリリース区間の設置)

第3条 次の表のア欄に掲げる魚種は、イ欄に掲げる区域でウ欄に掲げる期間において、採捕した魚を所持し、又は販売を行うことはできず、採捕した場で再放流しなければならない。

ア 魚種	イ 区域	ウ 期間
いわな、やまめ	〇〇川〇〇堰下流端から下流〇〇メートルの区域	〇月〇日から〇月〇日まで
.....	この組合が定めて公表した区間	〇月〇日から〇月〇日まで

2 前項の公表は、組合及び組合が委託する〇〇釣具店に掲示するほか、組合のウェブサイトにて公表するものとする。

(備考) 遊漁に対し何らかの制限を加える規定を設ける場合は、第五種共同漁業権行使規則にも同様に規定する

必要がある（次条から第8条までにおいて同じ。）。

(漁具・漁法の制限)

第4条 次の表の左欄に掲げる漁具・漁法による遊漁は、それぞれ右欄に掲げる規模の範囲内で行わなければならない。

漁具・漁法	規 模
さし網	網の全長〇メートル以下
.....

2 〇〇川においては、次条第1項の規定によるあゆについての公表の日から7日間は、手釣又は竿釣によってする場合を除き、あゆの遊漁をしてはならない。

(遊漁期間)

第5条 次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ右欄に掲げる期間内で行わなければならない。

魚 種	期 間
あゆ	〇月〇日から〇月〇日までの期間内で組合が定めて公表する期間内
こい	〇〇月〇〇日から〇〇月〇〇日まで
.....

2 前項の公表は、組合及び組合が委託する〇〇釣具店に掲示するほか、組合のウェブサイトにて公表するものとする。

(禁止区域)

第6条 前条の規定による期間内であっても、次の表の左欄に掲げる区域内においては、それぞれ右欄に掲げる期間中は、遊漁をしてはならない。

区 域	期 間
〇〇川〇〇堰下流端から下流〇〇メートルの区域	〇〇月〇〇日から〇〇月〇〇日まで

(全長の制限)

第7条 次の表の左欄に掲げる魚種は、それぞれ右欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

魚 種	全 長
いわな	〇〇センチメートル
やまめ	〇〇センチメートル
.....

(尾数の制限)

第8条 次の表の左欄に掲げる魚種は、1人1日当たりそれぞれ右欄に掲げる尾数を超えて保持してはならない。

魚 種	尾 数
いわな	〇〇尾
やまめ	〇〇尾
.....	〇〇尾

(遊漁料の額及び納付方法)

第9条 遊漁料の額は、次のとおりとする。ただし、第1号の場合において、遊漁者が未就学の幼児のときは無料、小中学校生徒又は肢体不自由者のときは同号に掲げる額の二分の一に相当する額とし、次項ただし書に規定する方法により納付するときは、〇〇円を加算した額とする。

一 手釣、竿釣又は〇〇網による遊漁の場合

魚 種	漁具・漁法	遊 漁 料
あゆ	手釣・竿釣	1日〇〇円、1年〇〇円
	〇〇網	1日〇〇円、1年〇〇円
.....	手釣・竿釣	1日〇〇円、1年〇〇円
	〇〇網	1日〇〇円、1年〇〇円
.....	手釣・竿釣	1日〇〇円、1年〇〇円

二 その他の場合

魚 種	漁具・漁法	遊 漁 料
あゆ	さし網	1日〇〇円、1年〇〇円
	〇〇網	1日〇〇円、1年〇〇円

三 第3条で規定するキャッチアンドリリースの場合

魚種	漁具・漁法	遊漁料
いわな、やまめ	手釣・竿釣	1日〇〇円

2 遊漁料は、次に掲げる場所又は組合が指定するオンラインシステムにおいて納付しなければならない。ただし、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。

- (1) 〇〇川漁業協同組合事務所 (町 番地)
- (2) 〇〇釣具店 (町 番地)

(遊漁承認証に関する事項)

第10条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証(オンラインシステムにより発行されるものを含む。)を遊漁者に交付するものとする。

- (1) 承認を受けた者の氏名、住所
- (2) 承認期間
- (3) 魚種
- (4) 漁具・漁法
- (5) 遊漁区域
- (6) 遊漁料の額
- (7) 注意事項
- (8) その他参考となるべき事項
- (9) 発行者名

(備考) (7) 注意事項及び(8) その他参考となるべき事項の参考例を以下に示すので、組合の実情に応じた内容を加えたうえで、記載するように努めること。

○注意事項

- ・遊漁者は、漁業権が設定されている河川・湖沼(以下「河川等」という。)において遊漁を行う際には、河川等ごとに定められた遊漁規則に基づき、遊漁料を納付しなければなりません。
- ・この河川等において、当組合では、遺伝的多様性を維持するために在来種の放流を行っています。独自に放流を行いたい方は、当組合に事前に御相談ください。
- ・遊漁に際しては、遊漁規則に決められた事項を遵守して下さい。また、問題行為のある釣り人を見かけたときには最寄りの漁協事務所(電話番号・・・、メールアドレス・・・)まで御一報ください。
- ・遊漁料を納付し、遊漁承認証の交付を受けていても、当組合の漁場監視員が確認のために声をかけることがありますので、御協力ください。
- ・漁場監視員は、遊漁規則に反した行為を認めた場合、遊漁の中止を命ずることができます。その場合は、速やかに指示に従ってください。

- ・この河川等の漁業権対象魚種は、あゆ、いわな、うぐい、うなぎ、おいかわ、こい、ふな及びやまめです。遊漁承認証に記載されている漁業権対象魚種以外の魚種を採捕しようとする場合、別途当該魚種の遊漁承認証が必要となります。

○当組合が行っている増殖事業

- ・当組合が行っている増殖手法は、産卵床の造成、稚魚・成魚・発眼卵放流、輪番休漁、禁漁区の設定及び下流からの汲み上げ放流です。
- ・この河川等における漁業権に基づく魚類の放流量は、毎年、〇〇県内水面漁場管理委員会から示された増殖指示量に基づいています。

○当組合が行っている漁場管理

- ・遊漁規則に基づき定められた遊漁料は、各河川等に免許された漁業権者に課されている増殖義務及び漁場環境維持のための経費の一部として使用されるものです。組合員、遊漁者双方の負担によって河川環境が維持されていることを御理解ください。
- ・この河川は、組合員、遊漁者が限られた水産資源を有効に利用できるよう配慮しています。御意見等がありましたら、最寄りの漁協事務所（電話番号・・・、メールアドレス・・・）まで御連絡ください。
- ・当組合は、漁場管理を行うため資源調査に加え、遊漁者の採捕数の把握、産卵床の数、稚魚の数などモニタリング調査を行っておりますので御協力ください。

- 2 遊漁承認証の交付は、前条第2項に規定する場所、組合が指定するオンラインシステム又は漁場監視員において行うものとする。
- 3 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

(県内共通遊漁の承認等に関する事項)

第11条 この漁場区域及びア表に掲げる全ての漁場区域において、イ表左欄の水産動植物を同表中欄の漁具・漁法を使用して遊漁しようとする者は、第2条、第9条及び前条の規定にかかわらず、あらかじめ、イ表右欄の1年当たりの遊漁料を納付し、当該遊漁について〇〇県内水面漁業協同組合連合会（以下「漁連」という。）の承認を受けなければならない。

ア表

漁場区域（漁業権番号）

イ表

水産動植物	漁具・漁法	遊漁料（1年）

- 2 前項の遊漁料の納付及び遊漁承認証の交付は、次の場所又は漁連が指定するオンラインシス

テムにおいて行うものとする。

- (1) ○○県内水面漁業協同組合連合会事務所 (町 番地)
- (2) ○○川漁業協同組合事務所 (町 番地)
- (3) ○○湖漁業協同組合事務所 (町 番地)
- (4)

3 前項の遊漁承認証に記載する事項は前条第1項に準ずるものとする。

(備考) 二以上の漁業権者が一県又は数県の第五種共同漁業権の漁場の全てにわたって遊漁の承認、遊漁料の徴収等を統一的行おうとするような場合には、遊漁の承認及び遊漁料の徴収事務を連合会に委任することも可能。その場合は、各漁業権者は、あらかじめ関係の連合会との間に遊漁承認事務の委任の契約を結んだ上で、関係の各漁業権者の遊漁規則にこの条文を加えること。

(遊漁に際し守るべき事項)

第12条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

- 2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。
- 3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。
- 4 遊漁者は、次の表に掲げる区域内における川底をかくはんしてはならない。

区 域
○○川○○橋から○○橋に至る区域

(備考) 第4項は、例えば産卵場を指定して遊漁者の行為を制限する場合に必要。

5 遊漁者は、組合が漁業法(昭和24年法律第267号)に基づく報告等のために行う採捕量の調査等に協力するものとする。

(漁場監視員)

第13条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

- 2 漁場監視員は、次に掲げる事項を記載した漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。
 - (1) 氏名
 - (2) 有効期間
 - (3) 注意事項
 - (4) その他必要な事項(組合の実情に応じて記載すること。)
 - (5) 発行者名

(違反者に対する措置)

第14条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、行わないものとする。

遊漁規則変更認可申請書

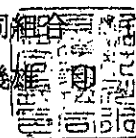
令和 5年 6月20日

長野県知事 阿部 守一 様

長野県長野市中御所町3-14-10

裾花川水系漁業協同組合

代表理事組合長 青木 幾雄



平成25年12月6日付長野県指令25園畜第903号の4で認可のあった内共第3号
第5種共同漁業権に係る遊漁規則を変更したいので、認可してください。

添付書類

- 1 変更の理由書
- 2 変更新旧対照表
- 3 総代会の議事録謄本

遊漁規則変更理由書

遊漁承認証の販売にあたり、オンラインサービス（インターネット）で電子遊漁券の販売を行う「フィッシュパス」を導入するため、その導入に係る条項を改正するとともに、国の規則例に倣って様式の削除をし、この様式の削除に係る条項を改正する。

変更理由

遊漁券（遊漁承認証）販売所が近くにない、夜間営業がないなど、対面で購入できない問題があるうえ、組合員の高齢化により、従来の漁場監視体制が立ち行かなくなりつつある。スマートフォンで手軽に遊漁券が購入できる「フィッシュパス」を導入することにより、遊漁券がいつでも購入できる、現金を持ち歩かなくてもよい、遊漁券の紛失の恐れが少ない、など、遊漁者の利便性をよくすることで、新規遊漁者の増加と無鑑札遊漁者をなくし、遊漁料収入の増加を図る。加えて、「フィッシュパス」の遊漁者位置情報の活用により、漁場監視の効率化を図る。



令和 5年 6月 6日

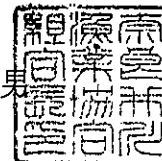
長野県知事

阿 部 守 一 殿

住 所 塩尻市宗賀桔梗ヶ原 71-599

名 称 奈良井川漁業協同組合

代表者 代表理事組合長 大沼田 志津男



遊漁規則変更認可申請書

平成 27 年 8 月 24 日付長野県指令 27 園畜第 549-1 号で認可のあった内共第 4 号
第 5 種共同漁業権に係る遊漁規則を変更したいので、認可してください。

記

添付書類

- 1、遊漁規則変更の理由を記載した書面
- 2、遊漁規則変更の変更部分新旧比較対照表及び遊漁規則写し
- 3、通常総代会議事録 (写)

1、遊漁規則の一部変更理由

電子遊漁券の導入を以下の目的、背景により実施していくために遊漁規則の一部変更を実施します。

1) 目的：

若者の遊漁券売り上げを伸ばし、若年層の釣りファンの拡大を目的として導入に取り組みます。

国の遊漁規則例にならい、様式を削除します。

2) 背景：

組合員の高齢化に伴い、会員の減少に歯止めがかけられない実情があり、財政的にも厳しい中若年層の釣りファンを取り込む手段として、電子遊漁券の導入を図ります

また、若者を中心にスマホでの遊漁券購入の要望が多くなりつつあり、その要望にも応えていきたいと考えます。

5 遠漁発第 17号
令和5年6月16日

南信州地域振興局長 様

遠山漁業協同組合
代表理事組合長 山崎 幸人



遊漁規則変更認可申請書

第63回通常総代会に予定した、遠山漁業協同組合内共第6号第5種協同漁業権遊漁規則の改正について、下記のとおり申請いたしますので認可賜りたくお願いいたします。

記

(添付書類)

- | | |
|-----------------------|-----|
| 1 変更しようとする新旧条項を記載した書面 | 1 部 |
| 2 変更しようとする理由を記載した書面 | 1 部 |
| 3 役員会議事録および書面決議報告書 | 1 部 |

遠山漁業協同組合内共第6号第5号共同漁業権遊漁規則 変更理由

- 1 業務の効率化を図ることを目的として、オンラインによる遊漁承認証の販売を導入する為遊漁規則の改正を行う。

遊漁規則変更認可申請書

令和5年6月30日

長野県知事 阿部 守一 殿

住 所 下高井郡山ノ内町平穏 7148
名 称 志賀高原漁業協同組合
代表者の氏名 児玉 英二

令和元年12月13日付長野県指令31園畜第999号で認可のあつた内共第9号第5種
共同漁業権に係る遊漁規則を変更したいので、認可してください。

遊漁規則変更理由書

令和5年9月の導入を予定している電子遊漁券（フィッシュパス）の導入に併せ、必要な条項改正するとともに、現行の遊漁承認証及び漁場監視員証の様式を削除する。

（変更理由）

早朝に入渓する遊漁者、特に遊漁承認証販売店の無い群馬方面からの遊漁者、また販売店が少ない栄村方面からの遊漁者に遊漁承認証を購入し易くできる電子遊漁券（フィッシュパス）を導入して対応する。また、遊漁者に遊漁承認証購入の選択肢を増やし、監視パトロールで遊漁承認証を持たない遊漁者を見つけた場合にはスマホで電子遊漁券を購入できることを伝え遊漁承認証の販売数を増やす。

加えて、水産庁より示された規則例に倣い、遊漁承認証及び漁場監視員証の様式を削除する。

遊漁規則変更認可申請書

令和5年 6月 30日

長野県知事 阿部 守一 様

飯山市大字静間町尻 1340-1
高水漁業協同組合
代表理事組合長 相澤 博文
(公印省略)

内共第2号第5種共同漁業権に係る遊漁規則を変更したいので、遊漁規則変更認可申請書を提出します。

記

(添付書類)

1. 変更理由書
2. 変更遊漁規則
3. 遊漁規則新旧対照表
4. 当該規則の変更を議決した総会の議事録謄本

変 更 理 由 書

遊漁規則例の改正内容に準じて高水漁業協同組合内共2号第5種漁業権遊漁規則の遊漁承認証及び漁場監視員証の様式を削除します。

遊漁規則変更認可申請書

令和5年 6月 30日

長野県知事 阿部 守一 様

飯山市大字静間町尻 1340-1
高水漁業協同組合
代表理事組合長 相澤 博文
(公印省略)

内共第9号第5種共同漁業権に係る遊漁規則を変更したいので、遊漁規則変更認可申請書を提出します。

記

(添付書類)

- 1 変更理由書
- 2 変更遊漁規則
- 3 遊漁規則新旧対照表
- 4 当該規則の変更を議決した総会の議事録謄本

変 更 理 由 書

遊漁規則例の改正内容に準じて高水漁業協同組合内共9号第5種漁業権遊漁規則の遊漁承認証及び漁場監視員証の様式を削除します。

漁業権遊漁規則変更認可申請書

令和5年6月6日

長野県知事 阿部 守一 殿

上水内郡飯綱町大字牟礼 936-2

北信漁業協同組合

代表理事組合長 荒井久雄



令和3年(2021年)8月26日付長野県指令3園畜第368号で認可のあった北信漁業協同組合内共第2号第五種共同漁業権に係る遊漁規則を変更したいので、認可してください。

添付書類

1. 変更理由書
2. 遊漁規則新旧対照表
3. 遊漁規則変更後全文
4. 当該規則の変更を議決した総代会の議事録謄本

変更理由書 (2号漁場・18号漁場共通)

遊漁承認証の販売において、インターネット上で電子遊漁券の販売（オンラインサービス）を行っている「つりチケ」と「フィッシュパス」を導入したいので、導入のために必要な部分の改正と、模範規則例のうち、様式の規定を削除して、遊漁承認証に関する事項及び漁場監視員証に関する事項を第五種共同漁業権遊漁規則に記載する。

(変更理由)

1. 遊漁券取扱店の場所が分からない・近くにない・営業時間外で購入できない等の事案を減らし、パソコンやスマホからいつでも簡単に遊漁券を購入できるインターネット上の電子遊漁券販売システム（オンラインサービス）の「つりチケ」「フィッシュパス」を導入することで、遊漁者の利便性を確保し、新規遊漁者の獲得や無鑑札遊漁者の減少を図るとともに、遊漁料収入の増加につながるよう、北信漁業協同組合内共第2号漁場と内共第18号漁場の第五種共同漁業権遊漁規則の一部を変更する。



漁業権遊漁規則変更認可申請書

令和5年6月6日

長野県知事 阿部 守一 殿

上水内郡飯綱町大字牟礼 936-2

北信漁業協同組

代表理事組合長 荒井久雄



令和3年(2021年)8月26日付長野県指令3園畜第368号で認可のあった北信漁業協同組合内共第18号第五種共同漁業権に係る遊漁規則を変更したいので、認可してください。

添付書類

1. 変更理由書
2. 遊漁規則新旧対照表
3. 遊漁規則変更後全文
4. 当該規則の変更を議決した総代会の議事録謄本